

おくやみ関係急ぎの手続き

項目	手続き内容	おくやみのしおり 該当ページ	担当課
障がい者に関する手当	亡くなった方が、特別障害者手当, 障害児福祉手当, 経過的福祉手当, 特別児童扶養手当または療育手当を受給していた場合	p27	障がい福祉課 本庁舎1階 110 番 ☎ 088-823-9053
児童手当	亡くなった方が児童手当の受給者であり, 新規に児童手当の認定請求をする場合	p32	子育て給付課 本庁舎3階 301-2 番 ☎ 088-823-9447
バイク・車の 廃車・名義変更	亡くなった方のバイク・自動車の廃車・名義変更を行う場合	p34-35	車種により手続き先が異なります。 詳しくはおくやみのしおり参照
市営住宅に 入居していた方	亡くなった方が市営住宅の入居者である場合	p42	高知市営住宅管理センター 本庁舎5階 503番 ☎ 088-823-9067

※ 上の手続きにつきましては, 担当課へ早急に相談願います。